

1 設計・改修・建設工事業務

(1) 大会レガシーゾーン施設の改修

- ・都整備完了及び令和6年3月大会レガシーゾーン先行開業後、改修開始
- ・都整備施設の撤去や躯体の変更等大幅な変更以外は改修可能
- ・太陽光パネルの追加設置可能

(2) 多目的ゾーン施設の建設

- ・令和5年6月事業契約及び設計完了後建設可能。整備期間の短縮提案も可能（整備期間短縮の場合運営期間開始時期も前倒し。但し、運営期間は10年）
- ・基盤施設整備のうち、植栽苗木を都が一部支給
（大会レガシーゾーンの樹種と同一とし公園との調和を確保）
- ・照明施設は光の角度等住環境に配慮

2 開業準備・運営業務

(1) 利用規則策定

- ・原則通年開館で、閉館は屋内・屋外施設ともに22時までの範囲で設定
- ・利用料金は、利用者ニーズや類似施設の利用料金を踏まえ、都と協議の上設定

(2) 備品調達

都が支給する東京2020大会のリユース品等のほか、必要となる備品を調達

(3) 広報・誘致

- ・ウェブサイト、SNS等でPR
- ・屋外広告物は自家用広告物に限る（有明北地区まちづくりガイドライン）

(4) 予約受付・調整等、利用料金の收受

- ・施設の提供 令和7（2025）年3月1日までに供用開始
- ・スケートボード、ボルダリング、3x3の競技団体主催の大会を年3回以上開催
- ・その他のアーバンスポーツや各種スポーツ大会・イベントも積極的に誘致
- ・大会レガシーゾーンと多目的ゾーンが連携したイベントを開催
- ・年間利用者数目標

大会レガシーゾーンは年間利用者数8万人を目標に積極的に利用促進

(5) スポーツ教室事業等の運営

子供等を対象としたスポーツ教室を実施。アーバンスポーツを始めるきっかけづくりをすること。

(6) 安全対策業務

スケートボード利用者にヘルメット着用を義務付ける等の対策を徹底

(7) マナー対策業務

- ・所定の場所以外でのスケートボード滑走禁止等対策を徹底
- ・競技団体や地域住民等を含めた協議会、説明会を開催
- ・適宜最寄りの公共交通機関まで見回りを実施
- ・スケートボードのマナー啓発等に造詣の深い人員を配置

(8) 近隣対応業務

- ・大会、イベント時、騒音対策、自動車、歩行者の誘導等実施
- ・イベント主催者と協力し、必要に応じ周辺住民に説明等実施

(9) 事業者による追加投資

- ・都が承諾した場合、事業者の費用負担により、施設のサービス向上、収益性の改善のため追加投資を実施可能

(10) 一時滞在施設運営

- ・帰宅困難者対策条例に基づく一時滞在施設に指定予定。災害発生時は都に協力

(11) ネーミングライツ

- ・事業者が都と事前協議の上、ネーミングライツ事業者を公募
- ・施設優先利用権等付帯権利設定可能

3 維持管理業務

- ・施設の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保つよう、清掃、保守管理、警備、修繕等を実施

4 原状回復業務

- ・撤去、残置について、都と協力し、適宜周辺住民への説明を実施
- ・残置部分は、事業終了時都に速やかに引き継ぎ、譲渡手続等誠実に対応

5 実施体制

- ・統括管理責任者の下に、各業務責任者及び業務担当者を配置
- ・都、事業者、関係者間の緊急連絡体制を構築

6 業務計画書及び業務報告書

- ・各業務計画書、月次、年次業務報告書等を所定の時期に都に報告
- ・年次業務報告書は各年度終了後6月末までに都に報告の上モニタリング